

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を
改正する条例の制定について

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する
条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）による個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うため。

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を
改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成１７年伊丹市条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章 審査会の審査の手續（第５条―第１２条）」を
「第３章 審査会の調査審議の手續

第１節 審査請求についての調査審議の手續（第５条―第１１

第２節 審査請求以外についての調査審議の手續（第１２条・

第３節 調査審議手續の非公開（第１４条）

条）

第１３条）に、「第１３条・第１４条」を「第１５条・第１６条」

」

に改める。

第１条中「審査」を「調査審議」に改める。

第２条第１項中「第１３８条の４第３項」の右に「及び行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項」を加え、同条第２項第１号中「審査」を「調査審議」に改め、同項第２号及び第３号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊丹市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第６条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第２条第２項第４号中「及び個人情報保護」を削る。

第４条第４項中「審査会の」を削る。

第３章の章名中「審査」を「調査審議」に改め、第３章中第５条の前に次の節名を付する。

第1節 審査請求についての調査審議の手続

第5条第1項中「章」を「節」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

第5条第2項中「章」を「節」に改め、同条第3項中「章」を「節」に、「伊丹市個人情報保護条例第23条第1項、第32条又は第38条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第5号）」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項）」に改める。

第6条第4項中「（平成26年法律第68号）」を削る。

第11条を削り、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条中「審査会は、」の右に「審査請求についての」を加え、同条を第11条とし、第3章中同条の次に次の2節を加える。

第2節 審査請求以外についての調査審議の手続

（定義）

第12条 この節において「諮問実施機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法施行条例第6条の規定により審査会に諮問をした実施機関
(2) 第2条第2項第4号に規定する事項について審査会に諮問をした実施機関
(3) 第2条第2項第5号に規定する事項について審査会に諮問をした実施機関

（審査会の調査権限）

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第3節 調査審議手続の非公開

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第2条第2項第3号から第5号まで及び第3項の規定による調査審議の手続については、原則として、公開して行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 伊丹市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年伊丹市条例第 号）付則第2条の規定による廃止前の伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）第17条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求に係る処分又は不作為に対する審査請求の諮問については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第2条第2項第4号に規定する個人情報保護に関する重要事項の諮問については、なお従前の例による。